

持続可能な社会を目指した日本における同性婚の法制化 ～国際比較とボトムアップアプローチ～

序章

冷戦終結以降、開発途上国を対象として制定された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals : MDGs) は世界人権宣言を背景としていた。開発途上国のみならず先進国も対象にして考案された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) は、それまでの目標をより拡大した形で持続可能な社会の実現を目指した。SDGs はそれまで可視化されていなかった多くの事柄を明らかにし、国際社会に問題提起を行った点で評価できる。

われわれは SDGs が掲げる理念には賛同するが、一方で掲げられた目標の多くは未達成のままであると考え。このことより、SDGs は「持続可能な社会の達成」という理念が具体的な実践に移される段階で何らかの困難を抱えているということがわかる。外務省によれば、SDGs における「持続可能な開発」という概念は現在のニーズと将来のニーズ両方を満たすことである、とされている¹。つまり「持続可能な社会」を達成するには、社会を構成するあらゆる人間の現在のニーズと将来のニーズを満たすことが必要になる。

SDGs の目標 5 では「ジェンダー平等の達成」が掲げられている。男女間で生じる経済的、法的あるいは社会的格差は、MDGs 制定以降現代まで引き継がれている問題である。また近年性別二元論を超えたセクシュアリティ²のあり方にも焦点が当てられるようになった。持続可能な社会の達成にはセクシュアリティの面からもあらゆるニーズの達成が求められる。現代では、本来個人が持つ観念であるセクシュアリティがジェンダー³化して社会と関係を持つなかで、個人の意思よりも社会の規範の方が強力になる場合が多い。これはあらゆるセクシュアリティのニーズを満たすことにはならず持続可能な社会の達成にはつながらない。だからこそ、持続可能な社会の達成には、社会の大きい視点からではなく、個人の視点からセクシュアリティが尊重される必要がある。

セクシュアリティの観点から持続可能な社会の達成を目指した場合、個人のニーズを満たすことは非常に難しい。セクシュアリティにおいてもそのニーズは千差万別であり、単純化することができない。例えばアフリカでは紀元前 5 世紀ごろから確認されている女性器切除が、難産その他合併症の関連性が指

¹ 外務省「持続可能な開発(Sustainable Development)」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyosogo/kaihatsu.html>) (2021年6月9日。)

² 本論文ではセクシュアリティを「性的指向や性自認など個人の内面における性」と定義する。ただし、個人におけるセクシュアリティも生まれてから不変の存在ではなく社会関係の中で構築されながら変化していくパフォーマンス的な概念であるとする。今村仁司ほか編(2008)『岩波社会思想辞典』、岩波書店、p188.

³ 本論文ではジェンダーとは「性に対する何らかの社会的枠組みあるいはその枠組みに分類しようとする力」と定義する。Judith, Butler. (1999) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York: Routledge (=竹村和子訳(2018)『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』) 青土社。

摘され続けているにもかかわらず現在においても行われている地域が残存している⁴。また、2020年にインドネシアの警察が、麻薬事件の容疑者としてトランスジェンダーの男性を逮捕した。しかし、トランスジェンダーの容疑者を男性用の雑居房に入れたことに対して、差別であるとの非難が起きた。この一件は、イスラム教徒が多数派を占める同国における少数派の困難を浮き彫りにした⁵。

以上の事例から、個人のニーズはセクシュアリティによって異なるだけでなく、それぞれの人が望む理想と現実にもその乖離が生じていることがわかる。だからこそ持続可能な社会の達成には、あらゆるセクシュアリティのニーズに応えることよりも先に、セクシュアリティが原因で選択肢や可能性が狭められている現状を改善する必要がある。

多様なセクシュアリティのあり方には、トランスジェンダーだけでなく同性愛の形も存在する。世界で増加傾向にある同性愛者も、同様にセクシュアリティが原因で選択肢や可能性が制限されている⁶。イギリスでは、Bryson. A が 2011 年のデータより、異性愛者に比べてバイセクシュアルの男性の時間当たりの賃金水準に 20%の差がみられると分析した。さらに、LGBT の権利保護団体である Stonewall の従業員調査によると、自らの性的指向を公表していない LGB 職員は、公表している LGB 職員に比べて仕事における満足度が低いとされる⁷。

日本に目を向ければ、日高庸晴によると、ゲイ男性の 82%はいじめ被害経験があり、59.6%は性的指向に関連する言葉による暴力被害の経験があったとされる。実際に、2015 年、一橋大学大学院に通っていた学生がゲイであることを同級生にアウティングされたことによりいじめを受け、自殺をした事例がある。また、ゲイ男性の 71%は高不安群であり、13%は臨床的に抑うつと判断されるレベルであった⁸。日本性教育協会によるセクシュアルマイノリティを対象とした統計によると、自傷行為経験率は全体で 10.5%であり、セクシュアリティ別の 10 代の自傷行為経験率はレズビアン 47.8%、ゲイ 16.9%、バイセクシュアル男性 15.3%、バイセクシュアル女性 42.1%と、特にレズビアンやバイセクシュアル女性が高率であった⁹。厚生労働省の調査では、LGB の 36.4%が職場で困りごとを抱えており「プライベートの話をしづらい」ことや「異性愛者として振る舞わなければならない」ことに悩んでいることや、彼らが特定のセクシュアリティを持つがゆえに不当な扱いを受けていることがわかる¹⁰。また最近では、杉田水脈衆議院議員による「同性カップルは『生産性』がない」¹¹という発言や足立区議会での白石正輝区議による「同性愛者が法律で守られると区が減ぶ」という趣旨の発言¹²など保守系政治家による差別的発言も問題

⁴ 若杉なおみ(2003)「アフリカ社会に埋め込まれた慣習 FGM：女性器切除—健康とジェンダー・セクシュアリティの視点から」『アフリカレポート』37、3。

⁵ AFP BB News 「トランス女性を男性用の房に、インドネシア警察に非難殺到」(<https://www.afpbb.com/articles/-/3318240>) (2021年6月14日。)

⁶ OECD 「Society of at a Glance 2019」(<https://www.oecd.org/japan/sag2019-japan-jp.pdf>) (2021年6月9日。)

⁷ Stonewall, Peak performance: *gay people and productivity*, (<https://www.bl.uk/collection-items/peak-performance-gay-people-and-productivity>) (accessed June 14, 2021.)

⁸ 厚生労働省 「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000630004.pdf>) (2021年6月9日。)

⁹ 日本性教育協会 「LGBTs のいじめ被害・不登校・自傷行為の経験率—全国インターネット調査の結果から」(https://www.jase.faje.or.jp/jigyo/journal/seikyoku_journal_201808.pdf) (2021年6月9日。)

¹⁰ 厚生労働省、前掲 URL

¹¹ 朝日新聞デジタル 「同性カップルは『生産性なし』 杉田水脈氏の寄稿に批判」(<https://www.asahi.com/articles/ASL7R4SB9L7RUTFK00L.html>) (2021年6月24日。)

¹² 朝日新聞デジタル 「足立区議、一転して謝罪・撤回へ 同性愛者への差別発言」(<https://www.asahi.com/articles/ASNBD569ZNBUTIL027.html>) (2021年6月25日。)

視されている。さらに、日本では、同性愛は社会的のみならず、法的にも認められていない。日本は先進国で唯一同性婚が法律で明文化されていない。同性愛者への偏見が個人レベルまで内面化されている背景には、異性愛中心主義に基づいた法律が存在することがわかる。しかしこのような状況のなかでも、日本における同性愛者たちが積極的に権利向上について言及している事例も存在する。セクシュアリティの基礎的な知識を普及させるための講演や相談等を行っている NGO をはじめ、地域に根差した団体は数多く存在し、同性婚に関する訴訟を主導している公益社団法人の活動も盛んに行われている。上記の事例からも、日本における同性愛者の一部は同性婚の早急な法制化を求めていることがわかる。

日本が同性愛者に対する権利を社会的にも法的にも認めていないという問題意識から、日本の同性愛者に対する権利の保障の1つとして、同性婚の法制化に焦点を当てる。現在「グローバルイシュー」としてますます重要性が増している、同性愛における趨勢を他国の事例と国際比較することで、日本における課題と解決策の可能性を提示する。第1章では、国際的に形成された人権思想を踏まえ、日本の現状分析を行う。同性愛者の多くが同性婚の法制化を求めていることを述べ、同性婚が日本で受け入れられなくなった原因として新自由主義および新保守主義の思想を提示する。第2章では、世界各国の事例から同性婚が法制化されるにはパートナーシップ制度を経るという段階的プロセスが必要であったことを明らかにする。具体的に同性婚の法制化における段階的プロセスには世論形成と裁判における判例が大きな役割を果たしていることを主張する。また、日本においても近年同性婚を認める動きが地方自治体レベルで見え始めていることについても述べる。第3章では、同性婚法制化の提案をする。具体的には、まずインターネットを利用した世論形成について述べる。次に、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入拡大の方法を示す。最後に、国際 NGO の協働による同性婚法制化までの流れを述べる。

第1章 日本の同性婚法制化に向けた現状分析

第1節では、人権概念をセクシュアリティの多様性の観点から分析し、日本において性的指向の尊重における課題が生じていることを浮き彫りにし、同性婚の法制化が必要であることを示す。第2節ではそうした課題によって不利益を被る同性愛者の実情を示し、同性婚の法制化が必要である根拠を述べる。第3節では、その実現の妨げとなる政府の批判的な姿勢を新保守主義の思想と絡めながら、市民からのボトムアップによる実現可能性を検討する。

第1節 国際的に見た日本の問題性

第1項 人権概念の普遍性

2015年9月25日、第70回国連総会にて、SDGsのアジェンダが採択された。このアジェンダが国連で採択されたという事実は、大きく次の2つの意義を持つ。1つは世界の大半の国が加盟している国連での採択によって、世界中の国々がSDGsに取り組むべきであると明示されたことである。そしてもう1つは、国連憲章に示されている人権の思想をSDGsが踏襲しているということである。以上の2点か

ら SDGs を達成するにあたって、世界中の国々が人権という概念に目を向ける必要があり、人権の概念は地球レベルでの普遍性を持つという結論が導かれる。以下ではさらに具体的な議論を交えて、上記の事実について検討する。

国連憲章の採択から3年後の1948年、その後の国際社会における人権概念の基礎となり、かつ国連で結ばれる人権規約の原典となる世界人権宣言が採択された。現在では慣習国際法としての意義を持つ世界人権宣言であるが、基本的には国連加盟国が人権の保障に取り組むことを誓約するものであり、法的拘束力を持つものではない。そこで世界人権宣言の内容をベースとした条約の起草が検討されるようになり、1966年、社会権を中心としたA規約と自由権を中心としたB規約からなる国際人権規約が採択された。外務省の資料に、「国際人権規約は、条約であり、締約国は、規約に規定している権利を尊重し、確保し、あるいはその完全な実施のための措置をとることを約束しており、この点、法的拘束力を持たない世界人権宣言とは相違」¹³という記載があるように、国際人権規約の承認をもって締約国には人権を保障する責任が生じる。現在A規約は171か国、B規約は173か国が締約しており、この事実からも世界の国連加盟国が、人権問題に真摯に向き合う必要があるということがわかる。

第2項 性的指向・性自認の観点からの人権

上で述べたように、各国の人権に対する意識は高く、多くの国が国際人権規約を締約している。しかし、国際人権規約には SOGI の観点からの人権についての記述はなされていない。そのため、セクシュアリティの多様性に関連する国際判例において、条約の解釈を一定にすることは困難であった。その結果、性的指向、性自認などの観点からの解釈を明文化し、人権としての立場を明確にするという動きに繋がった。SOGI の観点から人権の適用範囲を明文化した例として、ジョグジャカルタ原則¹⁴が挙げられる。ジョグジャカルタ原則は、国家に課せられた義務を権利ごとに列挙したものである。ジョグジャカルタ原則は国連や国家が採択したものではなく、法的拘束力を持つ文書ではない。しかし、オランダのトランスジェンダーに関する法律作成の根拠に用いられ、国連の性的指向の定義に引用されるなど、非常に影響力のある文書であることがわかる。2011年には国連人権理事会決議¹⁵が採択され、正式に国家間の合意のある文書が作成された。これにより、世界の SOGI 関連の調査研究報告書の作成と人権理事会の公式パネル討議の開催が決まった。この国連人権理事会決議は、国連が SOGI の課題に取り組むための基盤となっている。

¹³ 外務省「世界人権宣言と国際人権規約」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html>) (2021年6月20日。)

¹⁴ ジョグジャカルタ原則とは、性的指向および性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書である。一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター「LGBTIの人の権利に関する文書『ジョグジャカルタ原則』10年ぶりに更新」(<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2017/12/lgbti10201711.html>) (2021年6月20日。)

¹⁵ 人権理事会は2011年6月、性的指向と性同一性に関するものとしては初の国連決議となる決議17/19を採択し、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」を表明した。国際連合広報センター「LGBT」(<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/#:~:text=>) (2021年6月20日。)

第3項 国際的見地での日本の役割

SOGI に基づいた人権保障が求められる昨今、各国は様々な施策の導入を試みている。人権の保障に関して先進的な欧州と対比し、日本に言及するならば、ソドミー法が存在せず、性同一性障害特例法によって GI が一定程度尊重されているために、論議の俎上に上がる主な対象は反差別法と同性婚であろう。反差別法に関しては、LGBT 平等法の提出が検討されるなど、一定の前進を見せている。しかし、法案が認められるには至っていない。同性婚については、後述するように、政府による憲法第 24 条の解釈の次元で認められていないのが現状である。SOGI に基づいた人権を保障する法制度が未整備であることへの懸念から、国際機関による日本への是正勧告が相次いでいる。国際人権規約の実施状況を監督する自由権規約委員会・社会権規約委員会をはじめ、女性差別撤廃委員会や子どもの権利委員会から、LGBT への差別の解消、あるいは反差別法の制定に務めるよう求める勧告が発出された。

われわれが同意する SDGs の理念に立ち戻ってみれば、こうした状況は由々しき問題である。SDGs は人権を普遍的価値とみなしており、その保障を謳う項目も散見される。つまり人権思想に立脚しているがゆえに、SDGs を達成するうえで、人権の保障は避けては通れない道なのである。人権の保障を目指す際に、とかく因循な文化が支配的である開発途上国は障壁と成りうる。各国に、自由と平等を基調とする人権というスタンダードを伝播させていくうえで、パワーの大きい先進諸国の果たす役割は大きい。この意味で、少なくとも先進諸国は足並みを揃えることが求められ、その一員として日本も動かねばならない。セクシュアリティの観点で日本が取り組む課題としては、先述の「反差別法の制定」と「同性婚の法制化」の二つが挙げられる。同性愛者に対象を絞りながらも、具体的な権利を保障するという意味では、同性婚の法制化は焦眉の急と言えよう。以上の観点を踏まえると、「日本における同性婚の法制化」は、グローバルスタンダードを形作る一つの要素であり、すべての国での人権保障、ひいては SDGs を達成するうえで必要不可欠なのである。

第2節 現行の制度と当事者の声

第2節では、現行の法制度を述べたうえで実際の当事者の声を提示し、現行の制度は同性愛者にとって不十分であることについて述べる。

まず現在の日本の法制度を整理する。日本国憲法第 24 条第 1 項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と定めていることから、憲法が同性婚を禁止しているという見解が存在する¹⁶。婚姻の取り扱いについては憲法第 24 条に「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することが定められており、その要件については民法第 739 条第 1 項に「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と定められている。戸籍法では第 74 条において「夫婦が称する氏」を「届書に記載して、その旨を届け出なければならない」と定められており、ここに夫婦という文言があることから、同性カップルが婚姻届けを窓口にて受理されない。

また、LGBT 法連合会の困難リストには「法律上の結婚ができない／していないため、結婚をすすめ

¹⁶ 同性婚人権救済弁護団(2016)『同性婚—だれもが自由に結婚する権利』明石書店、p154.

2021年6月25日

文責：ジェンダーセクシオン一同

られたり、結婚や出産をしていないと一人前ではないというような話をされる」¹⁷として、法的に結婚ができないため周りの人から社会的承認を得られないというケースが挙げられている。加えて、再婚した同性パートナーの連れ子の親権を得られないという問題もある。同性婚人権救済弁護団によると、民法上、同性カップルは共同親権を持たず、実母であるパートナーが死亡し、親権を行使できなくなった場合も、継母であるパートナーは親権を行使できないとされている¹⁸。この連れ子の問題とつながるものとして、「使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された」¹⁹という福利厚生を利用する際の困難も挙げられている。子育て以外にもパートナーとの死別の際に死亡退職金などを受け取る場合、パートナーやその父母の介護休暇を取得する場合も同様である。このように、法的な結婚でない配偶者又は親族と認められないため様々な制度を享受できなくなる。

異性愛者が当然に得られる権利が、同性愛者の場合になると奪われているという事実は、SDGsの理念にも反している。あらゆる人間の現在と将来のニーズを満たすというSDGsの理念には、当然「社会的な承認と法的権利の享受」という同性愛者のニーズも含まれるのである。当事者のニーズを充足し、個々人の人権を遺漏なく保障するためにも、同性婚を法的に認めることが必要であると考えられる。

第3節 反対派の論理

第3節では、日本において同性婚が認められないとする論理について述べる。

第1項 日本の同性婚反対派の意見

第1項では現在の日本における政府の見解について示していきたい。2021年5月24日、自民党はLGBT理解増進法案の審査を行った。最後はおおむね了承されたが、野党の賛成を得るための条文修正に保守派議員が猛反対したため、議論は長時間に及んだ。また、この日に限らず、同性婚やLGBTの議論をする度に、自民党の保守派の差別的な発言が目立つ。二宮周平は、「多くの保守系議員は、性的少数者を取り巻く問題をイデオロギー闘争と直結させて考えがちだ。...(中略)...自民党にはもともと、人権擁護法案など包括的な差別禁止法そのものへの根強い反対論がある」²⁰と述べている。同性愛者は生産性がないものとみなし、日本の伝統的な家族観の崩壊につながると恐れている²¹。また、「次期衆院選に向けた保守層へのアピールが狙い」²²ともみられる。衆議院予算委員会の答弁で、安倍元首相は同性婚と憲法の関係について以下のように説明した。

¹⁷ LGBT法連合会「LGBT困難リスト」(<https://lgbtetc.jp/>) (2021年6月20日。)

¹⁸ 同性婚人権救済弁護団「同性カップルの直面する法的問題」(<http://douseikon.net/?p=1543>) (2021年6月25日。)

¹⁹ LGBT法連合会、前掲 URL

²⁰ 二宮周平(2017)『性のあり方の多様性——一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社、p79.

²¹ 毎日新聞デジタル「LGBT 差別発言 自民保守派は確信犯? 党内からも『非常識』」(<https://mainichi.jp/articles/20210524/k00/00m/010/332000c>) (2021年6月23日。)

²² 同上 URL

憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）の成立を認めることは想定されていない。いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、政府としては、現時点において、同性婚の導入について検討していないため、具体的な制度を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていない²³。

第2項 新自由主義の台頭と新保守主義の蔓延

第1項では現代の日本における同性婚反対派の動きを具体的に追っていたが、以下ではその動きを新自由主義と新保守主義、日本特有の国家家族主義を用いて分析する。

デイヴィッド・ハーヴェイによると新自由主義国家は過渡的ないし不安定な政治形態とされている。問題の核心は、新自由主義が掲げる公の目標は万人の福利であるにもかかわらず、その実際の結果として階級権力の回復がみられることである。この点に限らずにいくつかの矛盾を抱えて不安定である新自由主義国家においては、人々は別のものに安定を求める。その過程でアメリカにおいて台頭したのが新保守主義であった。新保守主義は新自由主義によりもたらされた個人的利益のカオスに対抗するものであるが、これが中心的にもつ道徳的規範は、エリート階級と労働者階級「道徳的多数派」の結合である。この規範では従来の家族の価値が重要視され、フェミニズム²⁴や同性愛者の権利を求める運動といった新しい社会運動は反感を持たれることに注意が必要である。そしてこの現象はアメリカに特有なものではないと、ハーヴェイは述べる²⁵。というのも、新保守主義の道徳的価値観は国民・宗教・歴史・文化的伝統などの理念に訴えるものであり、それはアメリカに限られたものではないからである。同様のことは日本においても言えよう。新自由主義が進展するなかで、秩序回復を目指した新保守主義の動きこそが第1項で述べた自民党の反対派の意見ではないかと考えられる。

新保守主義は従来の道徳的観念に依拠するものであるが、日本において新保守主義における道徳的価値観の温床となったものは何であろうか。それは国家家族制度であろう。ここでは三浦まりの分析²⁶を借りる。三浦によると、日本には国家家族主義があり、これは国家のために家族が尽くすというモデルである。そしてこの論理は自民党が従来強く持たれているイデオロギーである。またこのイデオロギーは新自由主義により進展する個人化に不安を感じる国民の心を惹きつけるものであり、見事に新保守主義と結合していると言えよう。

つまり、自民党保守派の動きは新自由主義に対する新保守主義の流れである。新保守主義は従来の文

²³ 衆議院「質問主意書・弁書 第201回国会 令和二年二月四日提出 質問題三四号」

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a201034.htm) (2021年6月23日。)

²⁴ 「性差別から女を解放する思想や運動。また近年は、性抑圧一般からの解放を指す。」今村、前掲書、(2008)、p259.

²⁵ David, Harvey. (2005) A brief History of Neoliberalism, New York: Oxford University Press inc (＝渡辺治監訳(2007)『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社。) p32.

²⁶ 三浦まり(2015)「新自由主義的母性—『女性の活躍』政策の矛盾」『ジェンダー研究:お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』18、63-66.

化を拠り所にしており、国家家族主義と結合しているのである。またこれは個人化に不安を感じる国民から支持されていることも忘れてはならない。この分析を踏まえると、やはり現時点で政権の中枢にいるものが主体的に動き出すことは難しく、トップダウンという方策には限界が見える。

第3項 ボトムアップの可能性

社会を変えていくうえで考えられる切り口として、トップダウンとボトムアップの2通りの方策が提示できる。トップが意思決定をする場合か民衆の意見が広く反映される場合かである。前項ではトップダウンの限界について示した。以下、ボトムアップの可能性について考察していく。前項で述べたとおり新保守主義のイデオロギーを持つ政府が動くことは考えにくく、ボトムアップに可能性を求めがあるのであるが、ボトムアップの主体となる市民はどのような意見を持つのであろうか。朝日新聞の調査によると、2021年RDD調査で全国の有権者にアンケートを取ったところ、同性婚を認めるべきと答えた人は全体の65%に上り、認めるべきではないと答えた22%を大きく上回った²⁷。またこのデータを詳しく見ると、30代以下の人で同性婚を認めるべきと考える人は8割を超えている。このデータを踏まえるとボトムアップに法制化の可能性があり、その際若者は大きな力となることが見込まれる。ボトムアップへの一歩として2章では同性婚の法制化に成功した海外およびパートナーシップ導入に成功した日本の自治体の例に目を向けて考察を進める。

第2章 世界の成功事例と日本のパートナーシップ制度

本章では、法制化に成功した各国の事例と日本の地方自治体が導入しているパートナーシップ制度を分析する。まず第1節では、同性婚法制化に成功した国が法制化に至る前段階として導入したパートナーシップ制度の概要とその意義について述べる。第2節では、オーストラリアを例に挙げ、同性婚の法制化に関する世論を動かした運動を説明する。第3節では、裁判によって法制化に至った国の事例を紹介する。最後に第4節では、日本のパートナーシップ制度の現状を述べる。

第1節 パートナーシップ制度の概要とその意義

第1節では、他国の事例からパートナーシップ制度の概要と意義について確認する。

²⁷ 朝日新聞デジタル「同性婚、法律で『認めるべき』65% 朝日新聞世論調査」
(<https://www.asahi.com/articles/ASP3P7DSCP3MUZPS003.html>) (2021年6月20日。)

第1項 概要

同性婚を法制化した国々のおおよそ半分は、パートナーシップ制度の導入を経て同性婚に至っている。パートナーシップ制度は、生物学的に子が生まれない同性カップルを対象とした制度として1989年にデンマークで導入され、北欧諸国から広まった²⁸。内容は国によって違いがあり、当事者の婚姻に関する権利を完全に保障するものではない。

第2項 パートナーシップ制度の意義

パートナーシップ制度は婚姻と同等の権利を認めているとは限らない。それでもわれわれはこの制度に以下のような意義があると考えられる。

1つ目は、制度の導入によって社会の同性愛者に対する認識が高まり、当事者の存在が可視化されることだ。例えばイギリスでは、婚姻制度と異なる特徴がいくつかある。それにもかかわらず、シビルパートナーシップ法が施行されて5年間で、政府が予想した5倍のカップルがパートナーシップ契約を結び、この事実を世論の6割が肯定した²⁹。

2つ目は、パートナーシップ制度によって認められた権利の不十分さが認識され、さらに権利拡大を求める声が高まることだ。これにより同性婚法制化につながった。上記で述べたイギリスの事例では、宗教的、伝統的な裏付けを望む当事者の同性婚への要求が高まった。ドイツでは、すでにパートナーシップ制度が導入されていたが、同性婚に関する議論は行き詰まっていた。EUからの勧告や周辺国の影響もあり、同性婚への賛否を明らかにする動きが出てきた。それまで大半の人たちは同性婚に関する意見を述べることはなかった。しかし、これを機に同性婚導入の根拠を考えた結果、約8割が賛成し同性婚法が成立した³⁰。

3つ目は、権利が限定された制度とはいえ、一定の社会的地位の獲得により当事者の精神的満足につながるということだ。例えば日本では、渋谷区のパートナーシップ制度導入のための検討作業に反映させる当事者へのアンケートにおいて、多くの当事者から「このニュースを見たとき涙が止まらなかった」等の評価する意見が集められた³¹。

第2節 同性婚の法制化に関する世論を動かした他国の運動

第1項 概要

同性婚が法制化された国々では、パレードといった様々な活動によって世論が拡大していった。本節では、Social Networking Service (SNS)を通じて同性婚を法制化した現状分析として挙げていく。

²⁸ 棚村誠行・中川重徳(2016)『同性パートナーシップ制度—世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版株式会社、p27.

²⁹ 青山薫(2016)「愛こそすべて—同性婚/パートナーシップ制度と『善き市民』の拡大」『ジェンダー史学会』12、23.

³⁰ 渡邊泰彦(2018)「ドイツにおける同性婚導入」『京都産業大学総合学術研究所所報』13、23.

³¹ 棚村・中川、前掲書、(2016)、p167.

第2項 オーストラリアの事例

オーストラリアでは同性婚法案が圧倒的多数で可決された。同性婚の法制化の動きを躍進させた要因の1つには SNS によるハッシュタグ運動がある。同性婚を支持する6種類のハッシュタグをつぶやくと虹色のオーストラリア大陸に”YES!”と書いてある絵文字が表示されるというものである。誰もが気軽に意思表示ができる手軽さと、目の引く虹色の絵文字の視覚効果により、この運動は多くの人に拡散され世論形成のきっかけとなった。実際ツイッター社が、2015年に世界で最も使われたハッシュタグを発表し、同性婚を求めるハッシュタグの1つである「#MarriageEquality(結婚の平等)」が、年間第3位となった。この運動は国だけではなく企業も巻き込んだ。コカ・コーラ社は、Love Story というプロモーションを展開し、Coke というブランド表記を Love に変え、2つの缶を組み合わせるとメッセージが浮かび上がる限定缶を販売した。また、ライドシェアアプリ UBER は投票が迫ってきた時期に、ルート表示を虹色に変えるという粋なサプライズを実施した。このようにハッシュタグから始まった運動が波及していきオーストラリアでの同性婚に関する世論は、2004年の38%の支持から、2017年には61%の一貫した多数派の支持にシフトした。そして結果として同性婚の法制化に拍車をかけた³²。

第3節 裁判例から見た他国の同性婚法制化の経緯

第1項 概要

同性婚の最終的な承認方法には、最高裁判所による判決や政府の政策によるものがある。日本は、政治のトップが政策決定において保守的な考えに基づいているため、われわれは国民や団体などの下からの運動によって裁判で法改正を目指す。ここでは、法制化に成功した国のなかで裁判によって同性婚が認められた国の事例を紹介する。

第2項 アメリカの事例

2015年のオーバーゲイフェル裁判により全米レベルで同性婚が認められた。これは、同性婚の禁止および他州での効力を否定する法の平等保護を定めた連邦憲法修正第14条が違憲であると判示されたものである。この裁判は、オハイオ州在住のオーバーゲイフェル氏が、2013年のウィンザー判決や、弁護団を始め数百名もの人々が協力して卓越した戦略を考案したことが後押しとなり、彼のパートナーの死亡証明書に生存配偶者として記載されることをオハイオ州に提訴したことがきっかけで起こった。4つの州から提訴した14組の同性カップルと男性2人によってそれぞれ訴訟が行われた。一度、それぞれの訴訟で州は同性婚を認める憲法上の義務はないと判断されたが、多くの裁量上訴の申し立てにより最高裁での判断に委ねられた。4月に口頭弁論が開かれ、翌年の6月に5対4での全米レベルでの同性婚を

³² SNS がオーストラリアの社会に与えた効用をコカ・コーラ社、UBER のホームページをもとに検証。Rhonda Gibson. (2018) Same-sex Marriage and Social Media: *How Online Networks Accelerated the Marriage Equality Movement*, London:Routledge. pp4-5.

認める判断を下した。連邦最高裁は、「連邦憲法修正第14条の条項が保護する自由には個人が誰を婚姻相手に選ぶのかという親密な選択も含む」とし、同性カップルが婚姻の相手として同性を選ぶという選択肢を奪われないとした³³。

第3項 台湾の事例

台湾では、国内で初めて自身が同性愛者であることをカミングアウトし、同性愛者の権利獲得運動を牽引してきた祁家威氏が2015年、台湾伴侶權益推動連盟の支援を受け、大法官に対し2度目の憲法解釈申請を行った。そこではそれまでの婚姻に関する大法官解釈の趣旨、憲法の各条項に対する精緻な解釈論、諸外国の動向などを踏まえて、詳細な法律論が添えられた。そして2017年に「同性同士の結婚を認めない民法は違憲」との判断が下された。しかし、同性婚反対派の反対運動が根強く、国民投票で反対が多数を占めた。そのため、同性婚は民法の改正ではなく、特別法の設置によって法制化されることとなった。こうして、2019年5月24日、特別法は成立し同性婚が法制化されたが、その内容としては異性愛者が婚姻によって獲得する権利とは異質のもので、パートナーの対象の制限や養子縁組を組む際の制限があるのが実情である³⁴。

第4節 日本の地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入

第1項 概要

2015年、渋谷区のパートナーシップ制度導入が契機となり、現在全国100以上の地方自治体に波及している。これらは大きく3種類に分類できる。法的な保護・保障が強い条例で定められている「渋谷区型」、条例に直接の記載はないが、条例に基づいて制定された「世田谷区型」、法的な保護・保障が弱く現状単なる宣言に近い「札幌市型」がある。現在導入には至っていないが、導入を検討している地域も多数存在している。

第2項 導入の契機

日本の地方自治体における制度導入の契機として3つ例を挙げていく。

1つ目は、先進的な首長による導入としての茨城県の事例だ。2019年に、全国初の県レベルでのパートナーシップ制度導入の検討を表明した。その後、茨城県知事大井川和彦が中心となり、LGBTの差別禁止を明文化する条例改正案の提出と、同制度を導入する方針を示した。しかし、いばらき自民党は、制度導入のための社会の理解増進とそのため啓発が優先されるべきとして対立の姿勢を示し、いばらき自民党によって改正案が提出し、可決され、同制度の導入は一時的に見送られた。だが、大井川知事は依然として制度導入に前向きな姿勢を示し、LGBT支援策の検討と議論が続けられた。さらにその後、県

³³ 小泉明子(2020)『同性婚論争——「家族」をめぐるアメリカの文化戦争』慶應義塾大学出版会、p130.

³⁴ 岡村志嘉子(2019)「台湾 同性婚の合法化」『外国の立法』280(1)、20-21.

の勉強会によって同制度の導入の提言を盛り込んだ報告案を作成し、県へ提出した。これに対し、いばらき自民党は、同制度の導入は時期尚早である旨の緊急提言を大井川知事あてに提出するが、この提言を押し切る形で大井川知事はパートナーシップ制度の導入を宣言した³⁵。

2つ目は、支援団体による自治体への働きかけによる導入としての埼玉県鴻巣市の事例だ。埼玉県でセクシュアルマイノリティへの支援などの活動을精力的に行う「レインボーさいたまの会」は、鴻巣市に対して直接要望書を提出した。それを受けて、鴻巣市議会議員金子裕太は、鴻巣市議会にて鴻巣市の人権対策事業におけるパートナーシップ制度の導入の予定などについて質問し、それに対し執行部が制度の導入に向けた準備を進めると回答した³⁶。

3つ目は、セクシュアルマイノリティ議員中心の議論や非当事者議員との協働による制度の導入としての中野区の実例だ。中野区では、ゲイであることを公表した初の議員である石坂わたる区議を中心に、早期の段階からセクシュアルマイノリティに関する議論が活発化していた。そのなかで石坂区議を中心に、来住和行区議をはじめとする非当事者議員らによる、同制度導入の提言が精力的に行われ、そのなかで同制度の持つ市民のLGBTへの理解度への影響力、有用性の提示などが行われた。結果として2018年には田中大輔区長によって制度の導入が表明された。一連の流れにおいて中野区は、同制度の法的な有効性に対して懐疑的であり、また同制度によって保障される権利は、国が民法などで規定すべきとして、自治体単位での導入に消極的な立場を示していた³⁷。

第3項 制度の内容

渋谷区型は、条例にパートナーシップ制度という文言がある。「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(平成27年3月31日制定)第9条第3項³⁸にパートナーシップ証明と記述があり、第10条においてパートナーシップ証明の具体的内容が記されている。この条例には、区民の責務と事業者の責務についての記載もあり以下のようになっている。

【表1 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の内容】

<p>第6条 区民の責務</p>	<p>1 区民は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、これを実現するよう努めるものとする。</p> <p>2 区民は、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

³⁵ OUT JAPAN 「茨城県知事が同性パートナーシップ証明制度の導入を決定、都道府県で初」
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/6/25.html) (2021年6月13日。)

³⁶ OUT JAPAN 「東京都国分寺市で同性パートナーシップ証明制度がスタート、埼玉県鴻巣市でも12月から」
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2020/11/29.html?searched=%E9%B4%BB%E5%B7%A3%E5%B8%82&advsearch=allwords&highlight=ajaxSearch_highlight+ajaxSearch_highlight1) (2021年6月13日。)

³⁷ OUT JAPAN 「中野区で8月から同性パートナーシップ証明制度がスタート」
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2018/5/2.html) (2021年6月13日。)

³⁸ 渋谷区 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(平成27年3月31日条例第12号)」
(https://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/g114RG00000779.html) (2021年6月23日。)

<p>第7条 事業者の責務</p>	<p>1 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。</p> <p>3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。</p> <p>4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出典：筆者作成)

世田谷区型は、条例にパートナーシップ制度という文言はない。だが、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」³⁹(平成30年3月)に基づく施策として制定された。条例の内容としては渋谷区に似たものであり、区民の責務・事業者の責務においても大差はない。一方の札幌市型は、ただの宣言であり保障内容も乏しいものであった。

各自治体が設けているパートナーシップ制度では、以下のように様々な保障をしている。

³⁹ OUT JAPAN、前掲 URL

【表 2 地域別パートナーシップ制度の内容】

地域別	導入している自治体	全自治体の数	導入率(%)
北海道	1	179	0.56
東北	1	237	0.42
関東	72	293	27.57
中部	25	316	7.91
関西	8	227	3.52
中国	6	107	5.61
四国	7	95	7.37
九州	12	233	5.15
沖縄	1	41	2.44
合計	133	1728	7.7

地域別	条例	条例に基づいている 要綱	ただの要綱	保障あり	保障なし
北海道	0	1	0	0	1
東北	0	1	0	1	0
関東	5	6	61	44	29
中部	1	6	20	21	5
関西	0	0	7	2	5
中国	0	1	5	3	3
四国	0	4	3	6	1
九州	0	0	11	3	8
沖縄	0	0	1	0	1
合計	6	19	108	80	54

保障内容	
他地域との連携	連携している地域へ引っ越しをした際に再度手続きが不要
公営住宅	パートナー同士で公営住宅への入居が可能
病院	病状の説明を聞く・手術の同意・面会が可能
支援金	災害見舞金・犯罪被害者遺族見舞金
職員への保障	結婚休暇・結婚祝い金の申請
民間企業	携帯会社で家族割の使用が可能・飛行機のマイレージがたまる 保険金の受取人にパートナーを選択することが可能
その他	母子手帳の交付・個人情報の開示・家賃補助の申請・公営墓地

(出典：各自治体の HP を踏まえて筆者作成)

第4項 日本のパートナーシップ制度

理論的に日本の自治体で同性婚が導入されやすい理由を解明する。第1章で述べたとおり、日本では新保守主義と国家家族主義が結びつきそれが自民党のイデオロギーとなっている。一方で、地方自治体、特に市区議会においては自民党が占める議席数は少なく、新保守主義のイデオロギーは強く持たれていないと考えられる。県議会では自民党が占める議席数が多く、新保守主義の克服が難しい側面もある。ただ、47都道府県中46都道府県の知事が無所属であり、そこに可能性を見出せる。実際に茨城県では議会の反対にあいながらも知事が賛成することで、パートナーシップ制度を要綱として盛り込んだ例がある⁴⁰。このように日本の地方自治体においては新保守主義の勢力は強くないためにパートナーシップ制度の導入はしやすいと考える。

第3章 日本における同性婚法制化のための提案

本章では同性婚法制化までの具体的な流れと今後の展望について述べる。第1節ではインターネットを利用した世論形成について述べる。インターネットの特性を活かし、同性婚に賛同する世論の形成とそれに伴う市民の意見発信を促す。第2節では地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入拡大について述べる。日本におけるパートナーシップ制度の必要性について述べたのち、その方法として署名活動と議員への働きかけを挙げる。第3節では最高裁判所の判例による戸籍法改正への具体的な流れについて述べる。国際NGOの協働により形成された国際世論と、国内での裁判を蓄積することによって日本で同性婚の法制化が実現するまでの流れを示す。第4節では今後の展望について述べる。

第1節 インターネットを利用した世論形成

同性婚の法制化のためには、市民意識の改革による世論の形成が大きな役割を果たす。本節では、インターネットを利用した世論形成の例を2つ挙げる。

第1に、SNSの利用である。第2章でも触れたとおり、オーストラリアではYes Campaignが行われ、国内で同性婚の問題の知名度が上がった。SNSを活用することで、たくさんの人の目に触れ、同性婚に関心のない人にも広く問題意識を持たせることができる。支援団体や当事者が協力し拡散することで、さらに影響力が拡大すると考えられる。

第2に、インターネット署名（以下ネット署名）の利用である。最近ではLGBT理解増進法案を巡り、自民党議員がセクシュアルマイノリティに対し差別発言をしたことについて、発言の撤回や謝罪、辞職を求めるネット署名があった。10万人近くが参加し、セクシュアルマイノリティを差別することは問題であると意思表示をしたことは特筆に値する⁴¹。LGBT法案を巡る問題以外にも、ネット署名が効力を発

⁴⁰ OUT JAPAN(2019)、前掲 URL

⁴¹ Change.org 「自民党『LGBTは種の保存に背く』『道徳的にLGBTは認められない』発言の撤回と謝罪を求めます」(<https://www.change.org/stop-lgbtq-hate-by-ldp>) (2021年6月17日。)

揮した例がある。それが児童扶養手当法⁴²と育児介護休業法⁴³の改正である。前者は約4万人、後者は約1.2万人の賛同を受けて法改正された。この二つの事例とLGBT法案の事例を比べてみると、LGBT法案を巡る署名は賛同者数が圧倒的に多い。今後セクシュアルマイノリティを支援する弁護士、団体、活動家などが先導しネット署名を集めることで、同性愛者の権利向上につながる事が十分期待される。

第2節 パートナーシップ制度拡大にむけて

第1項 日本における同性婚法制化のためのパートナーシップ制度拡大の必要性

われわれは、日本において同性婚を法制化するためには、パートナーシップ制度の全国への拡大という要素が必要条件であると考えている。第2章では、同性婚の法制化に至るための要素として、パートナーシップ制度の導入に意義があることを示した。これに加え、日本特有の事情も存在する。日本においては、政治の中核に保守層が存在している状況や世論が成熟していない状況から、政府からの自発的な動きや早急な戸籍法改正を目指すことは難しいことが推測できる。よって、パートナーシップ制度導入という過程を踏まざるを得ない。パートナーシップ制度を導入する地方自治体は、国会に比べ保守層の影響力が小さいうえ、その規模から柔軟な対応が可能であると考えられる。さらに、近年の地方自治体の権限の高まりから⁴⁴、一定の自主性を持って判断を下すことができるため、制度の導入が国家と比べて容易である。このような理由からわれわれはまず全国の地方自治体でのパートナーシップ制度の導入を目指す。

第2項 拡大の方法

本項では、パートナーシップ制度の全国拡大の具体的な方法として署名活動と議員への働きかけを挙げる。現状として、パートナーシップ制度を導入しているほとんどの自治体は要綱としてこれを取り入れており、条例として制定している自治体は5つのみである。しかしわれわれは条例の制定という方法をとる。要綱ではなく条例として導入する理由は以下の2点である。

第1に、条例は各地方自治体が定める自主法であり、法的拘束力があることが挙げられる。これによって、パートナーとの関係を法的に保障する。要綱は地方自治体の内部事務の取り扱いについて定めたものであり、法令による根拠がない。よって、制度が形骸化する恐れがある。

第2に、条例は制定する過程で民意が反映されやすいことが挙げられる。要綱は首長の権限のみで制定することができるため、民意に関係なく先進的なイメージを打ち出すための戦略としてパートナーシップ制度が利用された事例がある。条例は、議会で議員の過半数以上の賛成を得たのち議決される。この過程を踏むため要綱よりも制定の難易度は高いが、当事者である市民の意見を取り入れられる。そのために、議員と市民の理解度や認知度を高める効果が期待できる。

⁴² Change.org 「子どもを5,000円で育てられますか？貧困に苦しむひとり親の低すぎる給付を増額してください！」 (<http://chnng.it/bjqgdrPfYB>) (2021年6月17日。)

⁴³ Change.org 「非正規でも産休育休が取れる社会になるよう、育児介護休業法に改正を！」 (<http://chnng.it/6KtFzYB8nM>) (2021年6月17日。)

⁴⁴ 内閣府 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/doc/11ikkatsu-houritsu.pdf>) (2021年6月20日。)

条例制定の方法は3つある。1つ目は首長が議会に提案し、議会の議決を経て交付することである。2つ目は市民が署名活動を行い、直接請求をすることである。3つ目は議員が提案し、議会で制定をすることである。そのうち、われわれは2つ目と3つ目の方法が市民の声を取り入れられるという点で有効であると考えた。以下ではこの2つの方法の取り組み方を述べる。前提として、現在パートナーシップ条例を導入できていない自治体のなかで、パートナーシップ制度導入に関する知識の有無や同性愛者に対する関心度にばらつきがあるとする。

第1に、署名活動を行うことである。署名活動には手書きの署名とネット署名の2つがあるが、自治体に提出する際手書きの署名を求められることがほとんどであるため、本章の「署名」は手書きの署名を指す。地方自治法第74条に基づき、自治体に条例制定を直接請求する場合は、選挙権を持っている者の50分の1の署名が必要であり、署名が集まると首長は必ず議会にかけなければならないという義務がある⁴⁵。対象とする地域は、依然としてパートナーシップ制度を導入していない地域である。署名参加の働きかけをするのは、セクシュアルマイノリティを支援するNGOや当事者である。特に同性愛への理解が進んでいない地域では、必要に応じて地域住民への語りかけなどを行い、同性愛者への権利の制限は問題であると訴えかけ続けることで、より多くの署名と賛同を得られるであろう。

第2に、議員に直接働きかけることである。先述したとおり、地方自治体の中には制度に関する知識がないため制定することができない事例も存在する。そのため、弁護団が最低限の要件を記したマニュアルを作成・配布し、議員に働きかける方法が有効であると考える。現在、同性婚人権救済弁護団が積極的に同性婚法制化に向けて動き出している。同性婚人権救済弁護団が、同性愛者への権利を制限することの問題やパートナーシップ制度を導入するためのフローをマニュアルにまとめ、各地方自治体に配布する。実際内閣府は地方公共団体に向けて押印見直しマニュアルを作成し、申請手続きのオンライン化を促進している⁴⁶。この例からもわかるとおり、マニュアルを作成・配布することは、新しいことに取り組むための手がかりとして有効であることがわかる。よって、同性婚人権救済弁護団によるマニュアル作成・配布が、地方自治体のパートナーシップ条例制定の大きな手がかりになるのではないかと考える。国際的潮流として同性愛者の権利を認めようという動きがある今、わざわざ弁護団が干渉しなくてもパートナーシップ制度は普及するかもしれない。しかし、われわれは一刻でも早くパートナーシップ制度を普及させることで、同性愛者の権利保護に努める。

第3節 同性婚法制化に向けて

以上の方法で、多数の地方自治体においてパートナーシップ制度が導入されると想定する。次の段階では、同性婚の法制化を目指して裁判を積み重ね、最終的に最高裁判所で「戸籍法第74条が平等権に対する法令違憲と認められる」という判例を得ることを目指す。

⁴⁵ e-Gov 法令検索「地方自治法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067>) (2021年6月23日。)

⁴⁶ 内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual_ver01.pdf) (2021年6月20日。)

第1項 国内での活動の実施と限界

本項では、日本で同性婚の法制化に向けた訴訟活動を行うアクターに焦点を当てる。その中心的団体である Marriage For All Japan（以下 MFAJ）は様々な活動に精力的に取り組んでおり、所属する弁護士は、同性愛者の結婚の権利を求めた訴訟を起こしている⁴⁷。裁判の実施には、資金が必要であり、MFAJ は予算の獲得に奔走している。2019年に実施したクラウドファンディングでは、募集額 500 万円のところ、90 日間という短期間で 1050 万円が集まった⁴⁸。これを元手に全国 5 か所で「結婚の自由をすべての人へ」訴訟⁴⁹を起こした。裁判の実施には漕ぎつけたものの、札幌地裁で違憲判決が提示されるに留まり、その他 4 件はいまだ判断が保留されている。予算の確保は裁判の実施に不可欠であるが、必ずしも満足な結果につながるとは限らない。勝訴につながると想定される要素として、参画する弁護士の数を増やすことが挙げられる。確かに人々に関心を与える事件においては弁護士が大規模に活動し、勝訴する例もみられる。例えば、国を相手にした大阪泉南アスベスト訴訟では、おおよそ 30 人の弁護士が協働していた⁵⁰。しかし、人数と判決に必ずしも相関関係があるとは言えない。先述の札幌での「結婚の自由をすべての人へ」訴訟では弁護士は 8 人と少人数であったが、違憲判決を勝ち取っている。32 人の弁護士が参画した東京の訴訟が停滞していることから、裁判の趨勢に弁護士の多寡は影響するとは限らないと言える。裁判の実施に向けた NGO の予算の獲得は、すでに軌道に乗っており、実際に MFAJ を主体とした訴訟も行われている。この段階では、勝訴への具体的な指針や方策が必要であるが、弁護士の結託による大々的訴訟も、欲する結果に結びつくという根拠は希薄であった。裁判で法令違憲の判例を勝ち取るうえで、国内での寄付や協働には限界があると言える。

現在日本における同性婚を法制化する裁判は依然として膠着状態にあることがわかった。国内における NGO 団体の活動には日本における硬化した制度を変革するには限界があると推測される。パートナーシップ制度の普及は国内世論を一つの制度として可視化させる効果があるが決定的な契機にはならないと考えられる。

国際的な観点で見ると、人権やセクシュアリティの権利を求めて数多くの団体が活動を行っている。MFAJ や第 2 章で述べた台湾の伴侶同盟などの事例から、多くの国で同性愛者の権利が求められていることがわかる。また人権やセクシュアリティ、さらには環境問題など多くの項目において人間の平等を求めるヒューマン・ライツ・ウォッチはグローバル企業の支援をもとに日本における LGBT の平等法を支持している⁵¹。

以上の事例から同性愛者に対する権利の向上は国際的な潮流として形成され始めていることがわかる。日本国内では、パートナーシップ制度が自治体のレベルで普及したとしても、成熟した国内世論のみでは目標を達成することは難しい。だからこそ、国際的に活動している NGO や各国の NGO との協力をもとにしたグローバル・アクトが必要となることがわかる。同性婚の法制化は国内レベルの問題と考えら

⁴⁷ Marriage For All Japan 「なぜ裁判？裁判って？」 (<https://www.marriageforall.jp/plan/>) (2021年6月20日。)

⁴⁸ クラウドファンディング READYFOR 「日本で同性婚を求める訴訟を応援してください！」 (<https://readyfor.jp/projects/MFAJ/announcements>) (2021年6月20日。)

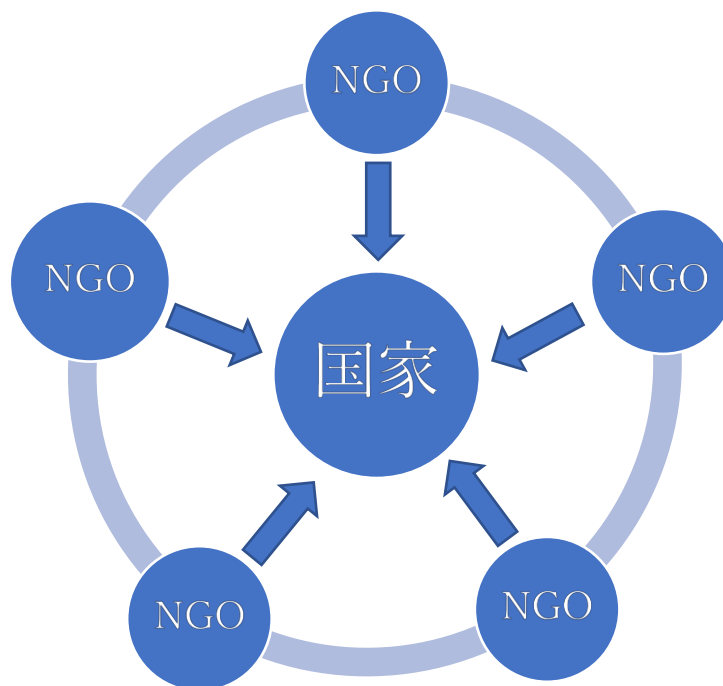
⁴⁹ Marriage For All Japan 「裁判情報」 (<https://www.marriageforall.jp/plan/lawsuit/>) (2021年6月20日。)

⁵⁰ アスベスト訴訟弁護団 「弁護団概要」 (<https://www.asbestoslawsuit.jp/about/>) (2021年6月20日。)

⁵¹ Human Rights Watch 「日本:グローバル企業が LGBT 平等法を支持」 (<https://www.hrw.org/ja/news/2021/05/31/378844>) (2021年6月21日。)

れがちであるが、同性愛者に対する権利は人権問題であり、国際的な問題であることを度々主張してきた。国際レベルで成熟していくイデオロギーと国内レベルで成熟した世論のギャップはグローバル・アクトが実施されていくことでより親和性を増していくだろう。パートナーシップ制度の普及からグローバル・アクトへと至ることで日本国内における同性婚の法制化はより現実性を増していくと考えられる。

【図1 国際的な協力による国家へのアプローチ】



(出典：筆者作成)

第2項 裁判による違憲判決とそれに伴う戸籍法改正

日本国憲法第24条が同性婚を禁止しているという見解は第1章第2節で述べたとおりである。しかし、そもそも第24条第1項の成立には、戸主権を認めた旧民法の家制度を廃止し、当事者個人を重視した婚姻の形を示す意図があった⁵²。「両性」の文言が使用された理由は、憲法が作られた当時には異性婚のみを想定しており、同性婚は想定されていなかったために過ぎず、成立当時に想定されていなかった同性婚を禁止しているという見解は誤っていると考えられる⁵³。第24条第1項が成立した意図から考えれば、当事者個人を重視するという点において、第24条第1項はむしろ同性婚を後押ししていると考え

⁵² 清水伸(1962)『逐条日本国憲法審議録 第2巻』、有斐閣、pp481-482.

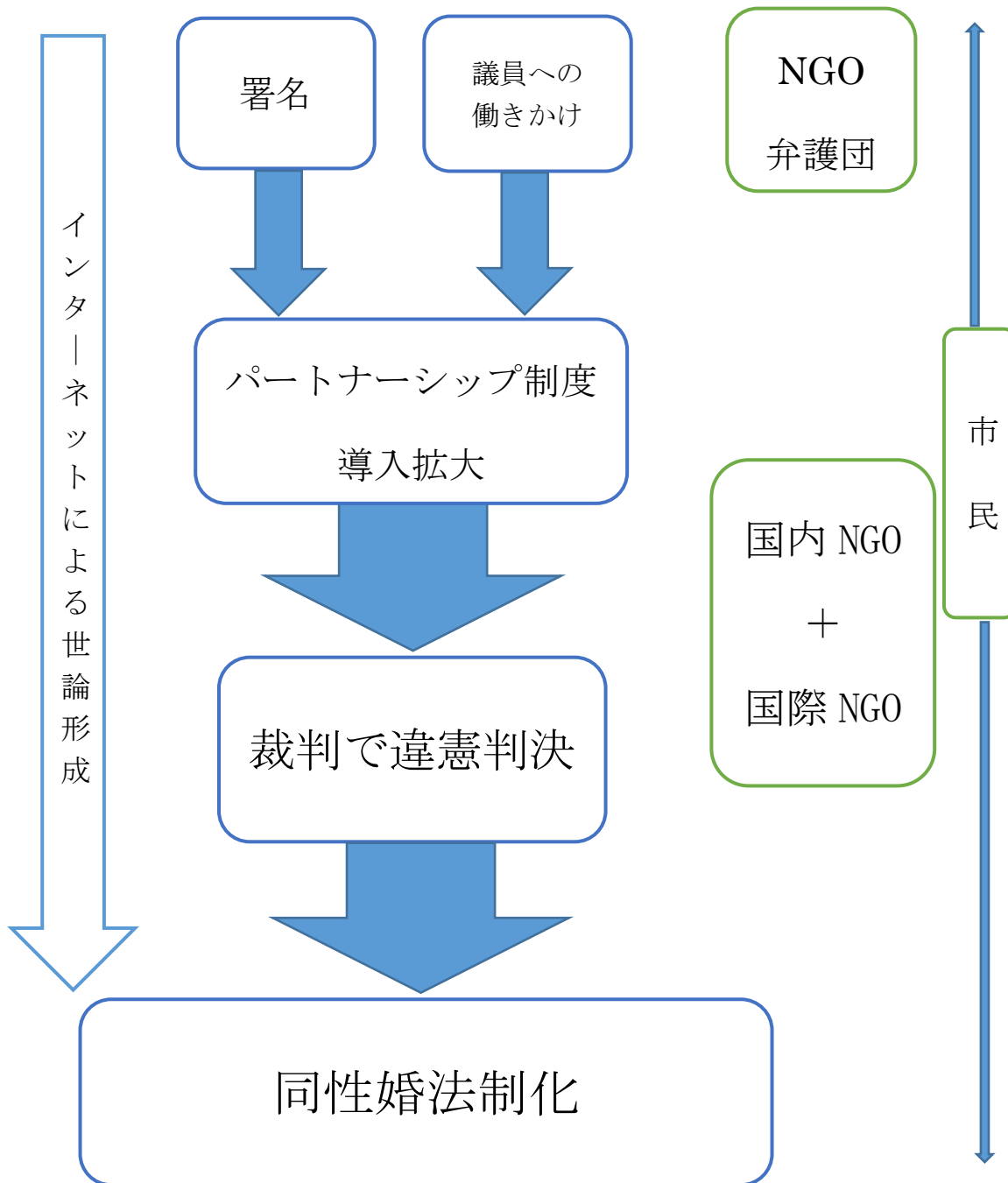
⁵³ 同性婚人権救済弁護団、前掲書、(2016)、p155.

られる。第24条第1項が同性婚を禁止してはいないという前提のもと、弁護団の活動が拡大した後から裁判によって同性婚が法制化されるまでの過程を提示する。

現在、同性婚が日本で認められない法的な理由は第1章第2節で述べたとおりである。同性婚法制化のためには、民法および戸籍法の婚姻に関する規定が同性婚を認めていないことが、法の下での平等を定める憲法第14条に違反するという法令違憲の判例を得ることが効果的であるとわれわれは考える。このように考えた理由として、憲法第14条に関する法令違憲の判例を以下3つ挙げる。1つ目は非嫡出子相続分差別事件である。当事件においては、最高裁判所が「家族形態の多様化」、「国民意識の変化」、「諸外国の立法の趨勢」等を総合的に考察し「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確にされてきたことは明らかである」と述べており、憲法解釈が社会動向や意識変化から変わりうることを示していると言える。2つ目は婚外子国籍訴訟である。当訴訟においては、法律の要件によって「区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合」、その「具体的な区別」と「立法目的」との間に「合理的関連性が認められない場合」には「合理的な理由のない差別として、同項に違反する」と述べており、このことが異性愛に基づいた婚姻制度においても適応しうると言える。3つ目は再婚禁止期間違憲訴訟である。当訴訟においては、「社会状況及び経済状況の変化に伴い婚姻及び家族の実態が変化し、...(中略)...また、かつては再婚禁止期間を定めていた諸外国が徐々にこれを廃止する立法をする傾向にある。」、「世界的には再婚禁止期間を設けない国が多くなっていることも公知の事実である。」と述べたうえで、違憲判決を言い渡している。以上のことから最高裁判所が国内のみならず、諸外国の動向に至るまで考察したうえで、憲法に照らして検討していることがわかる⁵⁴。以上3つの判例から、民法および戸籍法の婚姻に関する規定が同性婚を認めていないことが、憲法第14条に違反するという法令違憲の判例を得ることは十分に実現可能であると考えられる。判例を得るには裁判を起こして判決を積み重ねることが有効であり、これを前項で述べた弁護団が主導する。法令違憲の判例を得ることができれば、通例として速やかに法律は改正されるため、違憲判決が出たのちに立法権を有する国会が戸籍法第74条の「夫婦」という文言を「夫婦または同性のカップル」と改正すると考えられる。

⁵⁴ 柏崎敏義・加藤一彦(2018)『新憲法判例特選』敬文堂、pp93-100.

【図2 同性婚法制化への流れ】



(出典：筆者作成)

第4節 今後の展望

以上で提示した同性婚の法制化は、以下のような3つの効果が付随すると考えられる。

1つ目は、憲法第14条で認められる権利の幅が広がることである。平等権を定めた第14条を根拠に戸籍法の改正が行われれば、別のマイノリティに対する差別を人権問題と捉え同様の裁判を起こすため

の先例となりうる。最高裁判所で法令違憲判決が出た例は過去10件しかなく、同性婚が認められないことが第14条違反だと認められれば大きな影響力があると考えられる。

2つ目は、SNSによる世論醸成が異なるマイノリティ問題でも適応できることである。上からの改革が期待できない社会問題に対して、市民意識を高めることは制度変革に重要な要素である。その方法として、SNSを利用することができ、その過程は同性婚の法制化にとどまらず様々な分野の世論喚起に応用することが可能だと考える。

3つ目は、同性愛者に対する理解の高まりである。アメリカの調査会社ギャラップが実施している世論調査に基づくと、世界のどこにおいても同性婚が認められていなかった頃の同性婚支持率はアメリカ全土でわずか27%であった。しかし同性婚を認める州がアメリカで増えるたびに世間での支持率が上昇し、全土で認める判決が下った2015年には60%まで昇った。また、北欧では同性婚が認められた結果、同性愛者に対する偏見が緩和された。例えば北欧の都心部では、それまで「あなたには彼氏彼女がいますか?」という発言があった。しかし近年では、「あなたにパートナーはいますか?」といった同性愛者を配慮する発言がみられるようになった。これらの事例から、日本においても同性婚が法制化されることで、人々の同性愛者やセクシュアリティに対する意識が高まることを期待できる。

終章

本稿では、日本における同性婚の法制化をどのように達成できるかを探ってきた。第1章で提示したように、日本では新自由主義が進展した結果生まれた新保守主義思想が蔓延しており、法制化の達成にはボトムアップによる変革が不可欠であった。世界の事例からも、同性婚の法制化の達成には、段階的なアプローチが必要であるとわかった。仮説では署名活動や議員への呼びかけを行った結果パートナーシップ制度を経て同性婚の法制化が達成されることを説いた。同性婚が日本で法制化されることは、同性愛者に対する法的な権利を提供するとともに、社会的な承認を促進することになるだろう。日本では伝統的家族観に基づいた社会的枠組みが多く存在しており、同性愛者の選択肢を狭めている。日本における同性婚の法制化は個人レベルで内面化している差別や偏見を根本から変化していく端緒となることを期待できる。

日本における同性婚の法制化は日本社会に大きな影響をもたらすが、一方未達成な問題も残している。まず市民社会アクターの活動は万能ではないことを理解するべきである。同性愛者の権利を求める初期段階では市民社会アクターの活動が期待できるが、最終的には国家や国際社会レベルのアクターによる権利の保障が必要である。同性婚の法制化は人権問題の1つであり、やがては国際レベルで合意が形成されるグローバルスタンダードとなることが望ましい。またわれわれが目指した持続可能な社会とは、セクシュアリティの観点から言えば、すべてのセクシュアリティのニーズが満たされた社会である。本稿では同性愛者のニーズの充足を目指したが、長期的な視点ではすべてのセクシュアリティのニーズに対応していくことが必要である。近年さらに細分化の傾向にあるヘテロセクシュアルやシスジェンダーといったそれぞれのセクシュアリティに焦点を当て、各個人に焦点を当てたアプローチを実践するべきである。現代社会ではグローバルな価値観に触れる機会が非常に多く、各人の個性はより細分化する傾

向にある。この細分化傾向はセクシュアリティに限る話ではなく、われわれはあらゆる文脈においてマイノリティになる可能性がある。だからこそ、われわれは常に自分たちがマイノリティになる可能性があることを自覚し、あらゆるマイノリティの問題に対して当事者意識を持つ必要がある。

現在のニーズだけでなく将来のニーズも満たすことを目指した持続可能な社会を達成するために、あらゆる観点から現代社会の抱える問題を考察する必要がある、セクシュアリティに関する問題はその重要な観点の1つを与えてくれるだろう。

参考文献

○邦文文献

(1)邦文著書

今村仁司ほか著(編)(2008)『岩波 社会思想事典』岩波書店.

響田いずみ・ソフィア・ヤンベリ(2020)『ぼくが小さなプライド・パレード——北欧スウェーデンのLGBT+』ミツイパブリッシング.

柏崎敏義・加藤一彦(2018)『新憲法判例特選——第二版』敬文堂.

小泉明子(2020)『同性婚論争——「家族」をめぐるアメリカの文化戦争』慶応義塾大学出版会.

清水伸編(1962)『逐条日本国憲法審議録——第2巻』有斐閣.

棚村誠行・中川重徳編(2016)『同性パートナーシップ制度——世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版株式会社.

同性婚人権救済弁護団(2016)『同性婚——誰もが自由に結婚する権利』明石書店.

二宮周平編(2017)『性のあり方の多様——一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社.

(2)邦文雑誌論文

青山薫(2016)『『愛こそすべて』——同性婚／パートナーシップ制度と『善き市民』の拡大』『ジェンダー史学会』12、19-36.

井手口裕香・田中速(2019)「同性愛者のハラスメントを抑止する要因の検討」『東京成徳大学臨床心理学研究』(19)、11-19.

岡村志嘉子(2019)「台湾 同性婚の合法化」『外国の立法』280(1)、pp20-21.

佐々木雅寿(2003)「カナダ憲法における人権保障の特徴」『ジュリスト』1244、196-202.

白水隆(2016)「オーバーゲイフェル裁判を振り返る」『立教アメリカン・スタディーズ』(38)、122 - 133.

日高庸晴(2007)「社会調査から見た性的指向と健康問題」『女性学評論』(21)、49-66.

三浦まり(2015)「新自由主義的母性——『女性の活躍』政策の矛盾」『ジェンダー研究:お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』(18)、53-68.

三輪晃義(2016)「同性カップルの直面する法的問題」『自由と正義』67(8)、20-24.

若杉なおみ(2003)「アフリカ社会に埋め込まれた慣習 FGM:女性器切除—健康とジェンダー・セクシュアリティの視点から」『アフリカレポート』(37)、21-27.

渡邊泰彦(2018)「ドイツにおける同性婚導入」『京都産業大学総合学術研究所所報』13、1-30.

(3)邦文 web サイト

AFP BB News 「トランス女性を男性用の房に、インドネシア警察に非難殺到」(トランス女性を男性用の房に、インドネシア警察に非難殺到 国際ニュース:AFPBB

News)(<https://www.afpbb.com/articles/-/3318240>) (2021年6月16日。)

BBC NEWS JAPAN 「トルドー首相、カナダの過去の性的少数者差別を謝罪」

(<https://www.bbc.com/japanese/42163713>) (2021年6月17日。)

CALL4 「原告ら第8準備書面」

(<https://www.call4.jp/file/pdf/202105/a5b5ef7460216a431160f625902dbd01.pdf>) (2021年6月19日。)

Change.org 「子どもを5,000円で育てられますか?貧困に苦しむひとり親の低すぎる給付を増額してください!」(<http://chnng.it/9pt8ZMBDCy>) (2021年6月17日。)

—— 「自民党『LGBTは種の保存に背く』『道徳的にLGBTは認められない』発言の撤回と謝罪を求めます」(<https://www.change.org/stop-lgbtq-hate-by-ldp>) (2021年6月17日。)

—— 「非正規でも産休育休が取れる社会になるよう、育児介護休業法に改正を!」

(<http://chnng.it/BXQVQz5Xdr>) (2021年6月17日。)

e-Gov 法令検索「地方自治法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067>) (2021年6月23日。)

Human Rights Watch 「日本:グローバル企業がLGBT平等法を支持」

(<https://www.hrw.org/ja/news/2021/05/31/378844>) (2021年6月23日。)

LGBT法連合会「LGBT困難リスト」(<http://lgbtetc.jp>) (2021年6月20日。)

Marriage For All Japan 「なぜ裁判?裁判って?」(<https://www.marriageforall.jp/plan/>) (2021年6月20日。)

—— 「裁判情報」(<https://www.marriageforall.jp/plan/lawsuit/>) (2021年6月20日。)

OECD 「Society of at a Glance 2019」(<https://www.oecd.org/japan/sag2019-japan-jp.pdf>) (2021年6月9日。)

OUT JAPAN 「茨城県が同性パートナーシップ証明制度を含むLGBT支援策を進める方針を固めたことに対し、県議会最大会派が『時期尚早』だと反対」

(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/6/19.html) (2021年6月13日。)

—— 「茨城県が同性パートナーシップ証明制度の導入を検討、都道府県では初」

(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/1/13.html) (2021年6月13日。)

—— 「茨城県知事が同性パートナーシップ証明制度の導入を決定、都道府県で初」

(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/6/25.html) (2021年6月13日。)

—— 「茨城県で都道府県として全国2例目のLGBT差別禁止を明文化する条例が成立、同性パートナ

ーシップ証明制度は先送りに」(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/3/19.html)
(2021年6月13日。)

——「東京都国分寺市で同性パートナーシップ証明制度がスタート、埼玉県鴻巣市でも12月から」
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2020/11/29.html?searched=%E9%B4%BB%E5%B7%A3%E5%B8%82&advsearch=allwords&highlight=ajaxSearch_highlight+ajaxSearch_highlight1) (2021年6月13日。)

——「中野区で8月から同性パートナーシップ証明制度がスタート」
(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2018/5/2.html) (2021年6月13日。)

——「8/5、札幌地裁で同性婚訴訟の原告カップルらが証言台へ、日本初の同性婚 訴訟判決は来年2～3月になる見込み」(https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2020/8/2.html) (2021年6月19日。)

TOKYO RAINBOW PRIDE 「台湾の同性婚法制化から何を学ぶか」

(<https://trponline.trparchives.com/magazine/rensai/taiwan-marriage/>) (2021年6月19日。)

朝日新聞デジタル「同性カップルは『生産性なし』杉田水脈氏の寄稿に批判」

(<https://www.asahi.com/articles/ASL7R4SB9L7RUTFK00L.html>) (2021年6月24日。)

——「同性婚、法律で『認めるべき』65% 朝日新聞世論調査」

(<https://www.asahi.com/articles/ASP3P7DSCP3MUZPS003.html>) (2021年6月20日。)

——「足立区議、一転して謝罪・撤回へ 同性愛者への差別発言」

(<https://www.asahi.com/articles/ASNBD569ZNBUDUTIL027.html>) (2021年6月25日。)

アスベスト訴訟弁護団「弁護団概要」(<https://www.asbestoslawsuit.jp/about/>) (2021年6月20日。)

——「弁護団概要」(<https://www.asbestoslawsuit.jp/about/>) (2021年6月20日。)

一般社団法人 Marriage For All Japan 「日本で同性婚を求める訴訟を応援してくださ

い！」(https://readyfor.jp/projects/MFAJ/accomplish_report) (2021年6月20日。)

外務省「持続可能な開発(Sustainable Development)」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyosogo/kaihatsu.html>) (2021年6月9日。)

——「国際人権規約」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>) (2021年6月13日。)

クラウドファンディング READYFOR 「日本で同性婚を求める訴訟を応援してください！」

(<https://readyfor.jp/projects/MFAJ/announcements>) (2021年6月20日。)

鴻巣市「令和2年3月16日鴻巣市定例会」

(https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kounosu/MinuteView.html?council_id=337&schedule_id=4&is_search=true) (2021年6月13日。)

厚生労働省「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000630004.pdf>) (2021年6月9日。)

国際連合広報センター「LGBT」

(<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/#:~:text>) (2021年6月20日。)

産経新聞「『パートナーシップ制度』をめぐって茨城知事 vs 自民」

(<https://www.sankei.com/article/20190403-KJSCZWXF3FMKBHUBP2S6RKULPY/>) (2021年6月13日。)

渋谷区「渋谷区パートナーシップ制度証明書」(<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html>) (2021年6月18日。)

——「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(平成27年3月31日条例第12号)」(<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jourei/lgbt.html>) (2021年6月18日。)

衆議院「質問主意書・答弁書 第201回国会 令和二年二月四日提出 質問問題三四号」

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a201034.htm) (2021年6月23日。)

世田谷区「同性パートナーシップ宣言について」

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00165231.html>) (2021年6月18日。)

——「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(平成30年3月6日条例第15号)」(<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A801680C5&houcd=H430901010015&no=6&totalCount=18&jbnJiten=5030615>) (2021年6月23日。)

総務省「世界人権宣言と国際人権規約」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html>) (2020年6月20日。)

——「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/index.html) (2021年6月18日。)

——「直接請求の仕組み」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000451016.pdf) (2021年6月18日。)

同性婚人権救済弁護団「同性カップルの直面する法的問題」(<http://douseikon.net/?p=15432>) (2021年6月25日。)

独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国のLGBTの就労をめぐる状況」

(https://www.jil.go.jp/foreign/report/2016/0531_01.html) (2021年6月9日。)

内閣府「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/doc/11ikkatsu-houritsu.pdf>) (2021年6月20日。)

——「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual_ver01.pdf) (2021年6月20日。)

中野区議会「平成23年12月05日中野区議会本会議(第4回定例会)」(https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=482&s=&#S1) (2021年6月19日。)

——「平成27年2月20日中野区議会本会議(第1回定例会)」(https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2545&s=&#S1) (2021年6月19日。)

——「平成27年2月23日中野区議会本会議(第1回定例会)」(https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2546&s=&#S1) (2021年6月19日。)

——「平成28年6月06日中野区議会本会議(第2回定例会)」(https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2546&s=&#S1) (2021年6月19日。)

——「平成28年6月06日中野区議会本会議(第2回定例会)」(https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2546&s=&#S1) (2021年6月19日。)

[nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2842&s=&#S1](https://www.nakano.jp/view.html?gijiroku_id=2842&s=&#S1) (2021年6月19日。)

—— 「平成29年6月05日中野区議会本会議(第2回定例会)」 (https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=3129&s=&#S1) (2021年6月19日。)

—— 「平成29年11月28日中野区議会本会議(第4回定例会)」 (https://kugikai-nakano.jp/view.html?gijiroku_id=3228&s=&#S1) (2021年6月19日。)

日本性教育協会「LGBTsのいじめ被害・不登校・自傷行為の経験率 全国インターネット調査の結果から」 (https://www.jase.faje.or.jp/jigyoo/journal/seikyoiku_journal_201808.pdf) (2021年6月9日。)

日本弁護士連合会「国際人権文書(条約及び基準規則等)」

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights.html) (2021年6月13日。)

—— 「同性の当事者による婚姻に関する意見書」

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190718_2.pdf) (2021年6月14日。)

毎日新聞「LGBT差別発言 自民保守派は確信犯? 党内からも『非常識』」

(<https://mainichi.jp/articles/20210524/k00/00m/010/332000c>) (2021年6月23日。)

安田聡子「トルドー首相、LGBTパレードにラマダン靴下で参加『ダイバーシティがカナダを強くしてきた』」 (https://www.huffingtonpost.jp/2017/06/27/justin-trudeau-marching-at-toronto-pride-eid-themed-socks_n_17302786.html) (2021年6月17日。)

立正大学「グローバルにみた日本のLGBTと人権保障」

(<https://www.ris.ac.jp/law/news/voivpl000000e45g-att/0123rissho-resume-tngc.pdf>) (2021年6月14日。)

○欧文文献

(4)邦訳書

David, Harvey. (2005) *A brief History of Neoliberalism*, New York: *Oxford University Press inc*(=渡辺治監訳(2007)『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社。)

Judith, Butler. (1999) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, *New York:*

Routledge(=竹村和子訳(2018)『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社。)

(5)欧文雑誌論文

Bryson, A. (2014) “*Pay equity after the Equality Act 2010: does sexual orientation still matter?*”

National Institute of Economic and Social Research, (31), 483-500.

○その他資料

(6)Web サイト

GALLUP, *Record-High 70% in U.S. Support Same-Sex Marriage*

(<https://news.gallup.com/poll/350486/record-high-support-same-sex-marriage.aspx>)(accessed June 18, 2021.)

Rhonda Gibson, *Same-sex Marriage and Social Media: How Online Networks Accelerated the Marriage Equality Movement*.

(https://books.google.co.jp/books?hl=ja&lr=lang_ja|lang_en&id=ye1GDwAAQBAJ&oi=fnd&pg=PT8&dq=%E3%83%84%E3%82%A4%E3%83%83%E3%82%BF%E3%83%BC+%23MarriageEquality&ots=fhvyEUUgK1&sig=ln0Rms1PCnbmQaVJhIUyBMhCpeY#v=onepage&q=%E3%83%84%E3%82%A4%E3%83%83%E3%82%BF%E3%83%BC%20%23MarriageEquality&f=false)
(accessed June 21, 2021.)

Stonewall, *Peak performance: gay people and productivity*, (<https://www.bl.uk/collection-items/peak-performance-gay-people-and-productivity>) (accessed June 14, 2021.)

The Australian National University, *Word watch: The language of marriage equality* (<https://reporter.anu.edu.au/word-watch-language-marriage-equality>)(accessed June 18, 2021.)

Vancouver Pride Society, *About Us OUR MISSION*(<https://vancouverpride.ca/about-us/our-mission/>)(accessed June 17, 2021.)